

岐阜県商工労働部所管試験研究機関研修生受入要領

(目 的)

第1条 この要領は、岐阜県商工労働部所管試験研究機関（以下「試験研究機関」という。）が、研修生を受け入れる場合に必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 試験研究機関とは、産業技術総合センター、食品科学研究所、セラミックス研究所、生活技術研究所をいう。

(研修生の要件)

第3条 試験研究機関が研修生として受け入れる者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 公共団体、企業及び大学等（以下「関係団体」という。）の職員
- (2) 関係団体が認める者（大学等に在学している者を含む。）
- (3) その他試験研究機関の長が認める者

(研修の期間・時間)

第4条 研修生を受け入れる期間は、1年以内とする。ただし、試験研究機関の長が必要と認めた場合には、期間を更新することができるものとする。

2 研修時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。

(定 員)

第5条 研修生の定員は若干名とし、業務に支障のない範囲で試験研究機関の長が、その都度定めるものとする。

(申 請)

第6条 研修生を受け入れを依頼しようとする関係団体の長等は、別記第1号様式「研修生受入申請書」に、別紙様式1「誓約書」、別紙様式2「保証書」を添付して、当該研修生を受け入れを依頼しようとする試験研究機関の長に提出しなければならない。

(承 認)

第7条 試験研究機関の長は、前条の規定による申請があった場合は、書類選考又は面接を行い、その諾否を決定し、申請者に別記第2号様式「研修生受入決定通知書」により通知するものとする。

2 試験研究機関の長は、研修生を受け入れを決定した場合には、別記第3号様式「研修生受入報告書」に、別記第1号様式「研修生受入申請書」の写しを添付して、産業イノベーション推進課長にその受け入れを報告するものとする。ただし、産業イノベーション推進課長は、必要に応じて別紙様式1「誓約書」の写し、別紙様式2「保証書」の写しについて提出を求めることができる。

(研修の内容)

第8条 研修の内容は、申請に基づき、試験研究機関の長が研修生の属する関係団体の長又は研修生と協議のうえ決定するものとする。

(費用負担)

第9条 研修に要する滞在費、旅費等の諸費用は、研修生が属する関係団体又は研修生が負担するものとする。

2 研修の用に供する目的をもって購入を要する資材等の調達は、必要に応じ研修生が属する関係団体又は研修生の責任において行うものとする。

(損害賠償)

第10条 研修生の故意又は重大な過失により、試験研究機関の施設、機械器具等を滅失又は損傷した場合の弁償に要する経費は、研修生が属する関係団体又は研修生が負担するものとする。

(研修生の遵守事項)

第11条 研修生は、岐阜県職員に準じ、岐阜県職員服務規程（昭和30年訓令第53号）に従うほか、試験研究機関の長の指示命令に服し、試験研究機関内の環境の保全と秩序維持に努めるものとする。

2 研修生が疾病その他やむを得ない事由により研修を継続できなくなったとき又は試験研究機関の秩序を乱す等の行為があったときは、試験研究機関の長は、その者の研修を中止するとともに、申請者に別記第4号様式「研修中止通知書」により通知し、産業イノベーション推進課長に報告するものとする。

3 研修生は、研修中に知り得た職務上の秘密は、これを他に漏らしてはならない。

4 研修生または研修生の属する関係団体等が、研修内容に基づき発明した場合には、遅滞なく試験研究機関の長に報告するとともに、その発明の知的財産化や実施等について協議するものとする。

5 前項における発明について、研修生または研修生の属する関係団体等が県と共有の知的財産化を行った場合において、研修生または研修生の属する関係団体等がその知的財産を実施しようとする場合には、県に実施料を支払うものとする。

(災害の補償)

第12条 研修生の研修期間中の災害補償については、研修生が属する関係団体又は研修生が対処し、一切求償しないものとする。

(出席簿・研修日誌の整備)

第13条 試験研究機関の長は、研修生の出席状況を把握するため、出席簿を整備するものとする。

2 研修生は、研修内容を具体的に記入した日誌を整備するものとし、指導担当職員の確認を受けるものとする。

(修了証書の交付)

第14条 試験研究機関の長は、研修内容を十分習得したと認められる研修生に対して、必要に応じて修了証書を交付することができるものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、研修生の受け入れに関し必要がある場合は、試験研究機関の長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

試験研究機関の長 様

所 在 地
関係団体名
代表者職氏名

研修生受入申請書

岐阜県商工労働部所管試験研究機関研修生受入要領第 6 条に基づき、下記のとおり研修生を受け入れられたいので申請します。

記

○研修生

所 属 部 署 名	
職 氏 名（ふりがな）	
年 齢	
希 望 する 研 修 部 署	
研 修 の 目 的（内 容）	
研 修 の 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
そ の 他	

○連絡先

所 属 部 署 名	
職 氏 名（ふりがな）	
電 話 番 号	
E - m a i l	

- (注) 1 本申請書には、誓約書（別紙様式 1）及び保証書（別紙様式 2）を各 1 通添付すること。
- 2 外国人にあつては、日本語の理解程度をその他欄に記載すること。

様

試験研究機関の長

研修生受入決定通知書

年 月 日付けで申請のありました研修生の受け入れについては、下記のとおり決定いたしましたので、岐阜県商工労働部所管試験研究機関研修生受入要領第7条第1項に基づき通知します。

記

所属部署名	
職 氏 名	
受入の諾否	諾 ・ 否
研修受入部署	
研修期間	年 月 日から 年 月 日まで
摘 要	

(注) 受け入れできない場合は、摘要欄にその理由を記載すること。

産業イノベーション推進課長 様

試験研究機関の長

研修生受入報告書

下記の申請者より別添写しのとおり研修生受入申請があり、当試験研究機関として受諾することとしましたので、岐阜県商工労働部所管試験研究機関研修生受入要領第7条第2項に基づき報告します。

記

申請者	
研修受入部署	
研修期間	年 月 日から 年 月 日まで
研修の目的（内容）	
その他	

- (注) 1 研修生名をその他の欄に記載すること。
2 インターンシップにあつては、その旨をその他の欄に記載すること。

別記第4号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

試験研究機関の長

研修中止通知書

年 月 日付け 第 号で通知した研修生の受け入れについては、
下記の理由により 年 月 日付けで研修の中止をしましたので、岐阜県商工
労働部所管試験研究機関研修生受入要領第11条第2項に基づき通知します。

記

中止の理由	
-------	--

別紙様式 1

年 月 日

試験研究機関の長 様

住 所
研修生の
氏 名

誓約書

このたび貴試験研究機関へ岐阜県商工労働部所管試験研究機関研修生として受入決定されましたうえは諸規程等を遵守し、もし違反したときは、研修の中止を命ぜられても異議は申しません。

また、研修内容に基づき発明した場合には、遅滞なく報告するとともに、その発明の知的財産化や実施等について協議し、その発明を県と共有の知的財産とした場合において、自らがその実施を行おうとする場合には、県に実施料を支払うものとします。

なお、受け入れにあたって、私の個人情報に関する関係書類（別記第3号様式「研修生受入報告書」、別記第1号様式「研修生受入申請書」の写し、別紙様式1「誓約書」の写し、別紙様式2「保証書」の写し）を産業イノベーション推進課長に提出することについても、同意します。

別紙様式 2

年 月 日

試験研究機関の長 様

所 在 地
関係団体名
代表者職氏名

印

保証書

このたび、下記の者が貴試験研究機関の岐阜県商工労働部所管試験研究機関研修生として受入決定されましたうえは、私どもは研修生が誠実に研修することを保証するとともに、万一これに反する行為又は貴試験研究機関に損害を与えた場合は、連帯してその責任を負担いたします。

また、研修内容に基づき発明した場合には、遅滞なく報告するとともに、その発明の知的財産化や実施等について協議し、その発明を県と共有の知的財産とした場合において、私どもがその実施を行おうとする場合には、県に実施料を支払うものとします。

記

所属名
研修生の
職氏名